

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

厚生年金関係 7 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成13年4月から同年7月までの期間及び同年9月を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成13年4月から同年7月までの期間及び同年9月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から同年11月1日まで

日本年金機構から「厚生年金加入記録のお知らせ」が届き、A社に勤務していた期間のうち、平成13年4月から同年10月までの標準報酬月額が14万2,000円であった。しかし、給与明細書を見ると24万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成13年4月から同年7月までの期間及び同年9月については、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は14万2,000円とされているが、申立人が所持するA社及びA社Bの給与明細書により、申立人が当該期間において2つの事業所から給与を支給され、24万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記の給与明細書で確認できる支給額の合計及び保険料控除額から、24万

円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち平成13年4月から同年7月までの期間及び同年9月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「給与の支払を2か所に分け、適用事業所であったA社のみに係る報酬月額を届け出た。」としていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額（24万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成13年8月及び同年10月については、申立人が所持するA社の給与明細書によると、申立人の当該期間に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額（14万2,000円）は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成13年8月及び同年10月については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和34年9月1日、資格喪失日は38年9月13日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和34年9月から35年7月までは5,000円、同年8月から36年9月までは8,000円、同年10月から37年7月までは9,000円、同年8月から38年8月までは1万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年9月1日から38年9月13日まで  
ホテルBに勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の記録が無い。給与から保険料が控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚から提出された写真及び当該元同僚の証言から、申立人が、A社が運営していたホテルBに勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名の一部が異なるものの音読みが酷似している上、同一の生年月日である基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(資格取得日は昭和34年9月1日、資格喪失日は38年9月13日)が確認できる。

さらに、申立期間当時のホテルBにおける経理担当者は、「私は昭和33年に現地採用者として入社した。現地採用者は、初めは厚生年金保険被保険者の資格を取得していなかったが、34年頃に現地採用者も被保険者資格を取得するようになり、私や申立人を含め、ほとんどの現地採用者が被保険者資格を取得した。」と証言しているところ、申立人が記憶している複数の元同僚は、上記未統合の被保険者記録と同日(34年9月1日)に被保険者資格を取得しているこ

とが確認できることから、当該未統合記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 34 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得し、38 年 9 月 13 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、昭和 34 年 9 月から 35 年 7 月までは 5,000 円、同年 8 月から 36 年 9 月までは 8,000 円、同年 10 月から 37 年 7 月までは 9,000 円、同年 8 月から 38 年 8 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から58年8月26日まで

A社に勤務していた昭和58年頃、支給された傷病手当金の金額が低いため社会保険事務所(当時)に調査を依頼したことがあった。その時は結局調査してもらえなかったが、ねんきん定期便が最近届き、標準報酬月額を確認するように書いてあった。前後の会社の記録から見ても明らかに低く、当時からおかしいと言っているのだから、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額(昭和39年7月の1万2,000円から58年7月の9万2,000円で推移)は、前後に勤務した事業所における標準報酬月額(B社における退職時(39年4月)が2万2,000円、C社における入社時(58年8月)が19万円)に比べて低額であることが認められる。

しかし、当該事業所の元同僚から提出された給与明細書によると、当該元同僚の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間に当該事業所に在籍していた従業員全員の標準報酬月額について確認したところ、申立人だけが、ほかの従業員に比べて標準報酬月額が低額であった事情は認められない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されたなどの不自然な事務処理の形跡は認められない。

加えて、当該事業所は、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)を既に廃棄しており、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月から33年7月まで

A社に勤めていた申立期間及びその前後の期間には3万円の給与が支給されており、厚生年金保険の標準報酬月額は最高等級になるはずだが、申立期間の標準報酬月額は前後の期間と比べて低額なものとなっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社における申立期間の標準報酬月額が、従前の1万8,000円（厚生年金保険法における当時の標準報酬月額の上限）から1万4,000円及び1万2,000円に減額されており、給与が減額されていないことを証明できる給与明細書等はないものの、申立期間及びその前後の期間を通じて3万円の給与が支給されていた。」と主張している。

しかしながら、当該事業所は、昭和34年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の代表取締役は、「会社は既に解散しており、帳簿類は存在しない。当時の総務と社会保険事務の担当者も既に亡くなっている。」と回答していることから、申立人の申立期間の給与額及び保険料控除額について確認できない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、遡って記録が訂正された形跡も無い。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月 21 日から 62 年 3 月 6 日まで  
② 昭和 62 年 3 月 6 日から同年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、自分の記憶している給与額の半分の額で記録されているので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和 62 年 3 月 6 日となっているが、自分は同年 3 月末日まで勤務したので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、A社（現在は、B社）における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同年齢で同年度に被保険者資格を取得した複数の女性同僚とほぼ同額であることが確認でき、その後の標準報酬月額の推移についても、申立人のみが当該同僚の取扱いと異なっているという事情は見当たらない上、複数の同僚からは、申立期間①当時の自身の標準報酬月額が、実際の給与と比較して低いとする証言も無い。

また、申立人に係る雇用保険の当該事業所離職時の賃金日額（5,506円）から算出した離職前6か月間における1月当たりの平均賃金月額は、16万5,180円となるため、当該平均賃金月額は、オンライン記録における被保険者資格喪失時の標準報酬月額（17万円）におおむね見合う額である。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡も見当たらない。

加えて、B社C本部は、当時の賃金台帳等の関係資料は残っていないとしていることから、申立人の申立期間①に係る給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和62年3月5日とされており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致している。

また、B社C本部より提出された退職処理簿によると、申立人のA社における退職日は、雇用保険の離職日に係る記録と同じ昭和62年3月5日と記載されていることが確認できる。

さらに、申立期間②当時の社会保険事務の担当者は、「当時、社員の退職日は、原則として、毎月5日付け又は20日付けとしていた。」と証言しているところ、上記の退職処理簿によると、申立人と同じページに記載された同僚9名の退職日は、死亡による退職者1名を除き、いずれも5日付け又は20日付けとされていることが確認できる。

加えて、申立人が記憶する申立期間②当時の上司及び同僚は、申立人を覚えていたとするものの、具体的な退職時期に係る証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 908

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与と比べて低くなっている。基本給のほかに、毎月約 3 万円の通勤手当が支給されていたのに、その金額が算入されていないことは納得できない。  
申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定するとともに、当該認定額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回る場合に限り当該記録の訂正を行うこととなる。

申立人及びA社から提出された給与明細書によると、申立期間の基本給と通勤手当を合わせた給与月額、オンライン記録の標準報酬月額（26 万円）を上回っていることが確認できる。

しかし、申立期間当時から当該事業所の社会保険事務を受託している社会保険労務士は、「申立人の入社月（平成 9 年 11 月）の給与（通勤手当の支給は無く、基本給のみ 25 万円）を報酬月額として、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行った。」としているところ、当該給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライ

ン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月から 15 年 6 月まで

A社に勤務していた期間のうち申立期間について、実際に受け取っていた給与額よりも低い額で標準報酬月額が記録されているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

B村が保管する平成 12 年から 16 年までの給与支払報告書により、申立人の社会保険料等の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できる。

また、元同僚から提出された平成 13 年 1 月から同年 12 月までの給与明細書によると、当該元同僚の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、他の元同僚から聴取した平成 11 年から 15 年までの確定申告書控に記載された社会保険料等の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、A社の元代表取締役は、「従業員の給与から控除していたのは、社会保険事務所（当時）へ届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料であった。」と証言している。

加えて、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 911

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から平成6年12月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、給与額が年金事務所に記録されている標準報酬月額よりも高かったので、標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人が所持する給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社における労働組合の執行委員長であった元同僚は、「昭和40年代に、会社は厚生年金保険料を滞納していた時期があり、経営者側から労働組合に対して、社会保険の標準報酬月額を低くしたいという申出が行われた。組合側としても、継続して厚生年金保険の被保険者となっていることが望ましかったので、当該申出を承認せざるを得なかった。恐らくそのことが慣例として続けられ、申立期間においても標準報酬月額が低く届けられていたのではないかと思う。」と証言している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月25日から53年3月31日まで  
昭和44年4月25日から53年3月31日までA病院（現在は、B病院）に薬剤師として勤務し、この間給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

医療法人C会B病院から提出された勤務証明書、病院開設届出事項の変更届及び保険薬剤師の異動届により、申立人は、申立期間においてA病院に薬剤師として勤務していたことが認められる。

しかし、申立人は、「病院には管理薬剤師として勤務していたが、毎日出勤したわけではなく、1か月当たり5日から20日程度の勤務であった。給料は月額10万円の取決めであったが、実際に給料を受け取ったのは入社直後の1回だけだった。残りの給料は厚生年金保険に充当してくれていると思っていた。」と説明しているところ、当該事業所は、「勤務証明書には、申立人が常勤薬剤師として勤務し、月額10万円の給与が支給されていた旨を記載したが、これを裏付ける資料は無く、申立人の主張に沿って記載したものである。申立期間当時は、現在のように管理薬剤師を常駐させる必要がなかったため、管理薬剤師を採用しても厚生年金保険の被保険者資格を自動的に取得させていなかった。」と証言している。

また、申立人は、国民年金被保険者名簿（紙台帳）により、申立期間を含む昭和42年4月1日から56年2月17日までの期間において国民年金に強制加入し、当該期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できるとともに、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、納付日が確認できる45年4月から56年1月までの期間に係る申立人の国民年金保険料は、全て同じ日

に同じ方法（おおむね前納）で納付されていることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健保記号番号順索引簿によると、申立期間において被保険者資格取得者の整理番号は、連番で欠番は無く、申立人に係る記載は確認できないとともに、申立人は、当該事業所における雇用保険の加入記録が確認できない。

加えて、当該事業所は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していない上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。